

公売物件

	所在	地番	地目	現況地目	地積(㎡)	備考
土地	1 玉名市横島町横島字八番開東割六ノ切	8216番1	田	田	1065	入札に参加される方は、令和6年12月16日までに玉名市農業委員会に買受適格証明願を提出してください。
	2 玉名市横島町共栄字新栄	465番1	畑	畑	22401	
		465番2			2700	

公売物件の情報

- ・ 詳細な境界の確認や地籍の測量等は行っていません。現況での売却となります。
- ・ 公売物件は農振法における農用地です。農地としてのみ利用できます。
- ・ 農地であるため、公売参加者は玉名市農業委員会が交付する買受適格証明書が必要です。
- ・ 令和6年12月16日までに玉名市農業委員会に買受適格証明願を提出してください。
- ・ 物件1・2ともに農業振興地域、農用地区域です。
- ・ 物件1: 北側に接する農地(田)との筆界に畦畔はありません。
- ・ 物件2: 耕作されておらず一面に雑草が繁茂しています。465番1と465番2の筆界に畦畔はありません。



注意事項

- 1 入札に際してはあらかじめ現地にて公売財産を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- 2 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿となります。
- 3 公売財産は買受代金が納付されたときに所有権が移転されます。
- 4 国税徴収法第108条第1項に該当する場合は売却決定を取り消します。公売保証金は返還されません。
- 5 不動産登記完了後、引渡となります。
- 6 公売財産の権利移転にかかる必要書類や登録免許税、不動産取得税等の公課は買受人の負担になります。
- 7 次順位買受申込の制度があります。
- 8 滞納税が完納された場合等、公売が中止になることがあります。
- 9 玉名市は公売財産の瑕疵担保責任を負いません。

詳細は税務課へお問合せください